

平成30年度 第1回 茨城労働局公共調達監視委員会議事概要

日時及び場所	平成30年7月17日(火)茨城労働局 2階会議室 13:00~15:00	
委員(敬称略)	委員長 木島千華夫 弁護士	委員 文堂弘之 大学教授 博士(経営学)
	委員 石川知子 公認会計士・税理士	
審議対象期間	平成30年1月1日~平成30年4月30日の間の契約締結分	
審議対象件数	62件	
審議件数	17件	
委員からの意見・質問に対する回答等	下記のとおり	
【審議案件1】(随意契約) No.50 給与等システムプログラムの使用許諾及びソフトウェアサポート業務		
	意見・質問	回答
	こちらの給与システムはいつ導入されたものですか。	労働局発足よりも前から契約しています。20年以上前になると思います。
	制度が変わり改修などがある場合は、全国(本省)で契約して配分されてくるのでしょうか。	契約は各労働局と業者との直接契約になります。
	ソフトの改修が必要な場合は別途各県が交渉して契約するのですか。	基本的に毎年CDで改修したプログラムが業者から送られてきます。使用期間も一年で、更新プログラムのCDを入れることによってまた一年間利用期間が延びます。
	こちらの業者は国レベルで決められたものと考えたほうが良いですか。独自の給与システムであれば、汎用のソフトや市販の給与計算ソフトがありますが、なぜあえて所有権のない使用料の生じるソフトが使われるようになったのでしょうか。これは費用対効果が妥当なのですか。	行政機関として決められた帳票を印刷できるシステムが入っているものが必要になります。導入当時行政が決めている帳票が印刷できるようなシステムを独自に組んだところで契約したものだと思います。市販の単純な給与ソフトですとそういった帳票が印刷できませんので、新規でプログラムを組んでもらう費用と既存のプログラムを更新するだけの費用とで、更新のほうが安いので契約しています。
	保守で問い合わせをするのはどのくらいの頻度ですか。	月に何度か問い合わせをしています。
	資料の22ページのメールを見ると各労働局が	当時はほかの業者を使っているところはあったよ

<p>独自に導入している各種システム運用について一般競争入札がされたような内容が書いてあります。各労働局独自で導入をしたシステムではなくて、全国一律に労働局に入っているというお話でよいのですか。</p> <p>茨城労働局一つでも100万円から払っているわけですから、全国でその保守料をずっと十数年も支払ってというとかかなり高くなると思います。それほど独自性のあるソフトなのでしょうか。</p> <p>開発したほうが良いのではないかという気がします。その辺どうお考えですか。</p> <p>今の趣旨は、事実上広がっているけれども、これ自体は局独自という理解でよいという趣旨ですか。</p> <p>2020年度を目途に見直す考え方になっているということですか。</p> <p>予定価格を現在の同等の仕様レベルのプログラムまたはソフトウェアの保守の費用はこれぐらいであるという一般的な保守の料金を提示して、交渉する努力はするべきと思います。</p> <p>もう一点は、こういったものはある程度、特許や所有権、期間と市場動向と照らし合わせて大体これくらいで見直しをするなどの基本的なガイドラインを本省で作って頂けないかをご提案ください。単年度で見ると仕方がないのですが長期で見るともう少し競争的な条件を長期で導入したほうが、トータルでは費用が安くなることもあります。やはり、初期に設備等を導入し、その後保守だけで行っていくパターン契約については基本的に何年後に見直すというようなガイドラインを作ってください。</p>	<p>うです。</p> <p>今現在、47都道府県のほとんどは契約業者との契約になっています。</p> <p>独自のシステムについては2020年を目途に廃止予定です。</p> <p>2020年に本省が統一的な給与システムを作るということですが、それまでは本省が統一的に何か指示していたわけではなく、ある局が契約したところとブロック間で契約する。そういう風に広がったものだと思います。</p> <p>そうです。</p> <p>そうです。局単独の物は全部廃止して、厚生労働本省で一本化してシステムを作るということです。</p> <p>わかりました。</p>
<p>本事案は適正とします。</p>	

【審議案件2】(随意契約)

No.51 高齢者活躍人材育成事業

意見・質問	回答
<p>こちらを随意契約とする理由は国のレベルで決められていたということなのではないでしょうか。最近が高齢者の就職あっせんも一般企業でも行っていますが、シルバー人材センターのみしかできない業務ということに限定されているのですか。</p> <p>シルバー人材センターを使う人を対象にしているのですか。</p> <p>国レベルで県別で内示額が示されていますが、この後に都道府県労働局として予定価格を積算した過程を教えてください。</p> <p>見積もりを依頼するときに、内示額は提示しているのでしょうか。それとも受託業者独自で積算した金額ですか。</p> <p>契約の中で、「もし使わなかった分があれば返納する。」という条項もついているものですか。</p> <p>去年の実績として返納額はどのくらいあったのですか。契約額と実績が一致していたのですか。</p> <p>一人当たりの金額に対して各地域性を加味して安くなったりする余地があるのでしょうか。</p>	<p>育成事業の対象者は、「シルバー人材センターで就業を希望する高齢者」と、ターゲットが決まっています。</p> <p>そうです。受託業者は委託先としては唯一の団体ということで随意契約という形になっております。</p> <p>交付内示額というのは上限額です。受託依頼をした際に見積書を取り寄せています。</p> <p>受託依頼書は56ページについております。委託経費、上限額を示したうえで、見積書を作成してもらっています。</p> <p>概算の額になります。年度末に精算をして、残高があれば返納するようになっています。</p> <p>返納額の規模としては2~300万でした。</p> <p>本省で事業の開始者の予定数を年間、茨城県であれば今年度350人の講習開始者という予定を立てます。それに対して予算を積算して内示されます。講習を受けさせる予定定員数に見合った予算をつけています。プラス、固定費という部分もあります。どうしても予定の定員数を満たさなかった講座もありますので、そういう場合は予算額が余ることになります。</p> <p>地域によって一人当たりの金額が変わることはないと思います。あくまで人数によって変わります。</p>

<p>茨城労働局で人数を報告して単価をかけたものが本省から内示される金額となるようですが、茨城労働局では下げて内示することはないのですか。</p> <p>技能講習事業の単価は茨城労働局で決めているのですか。</p>	<p>地域の実情に応じてこういった講習をするといった地域の特徴は出てくると思います。介護の人が不足しているので、介護を強めるためにこういった講習の回数を増やすなどです。そういった人数を積み上げていく形になりますので、地域の特徴は出てくると思います。労働局の中でも求人倍率を求めて充足が少ない職種を選んで講習を設定するように受託業者に投げかけるなど、お互いやり取りしながら講座の活動とか種類とかを決めていきます。それで積み上げた人数を、本省に報告して、本省の方で案分して予算を決めるといった形になります。</p> <p>最終的には人数になります。</p> <p>人数が確定したら、予算も決まりますので、それ以降は金額をさげることはありません。</p> <p>本省が決めています。</p> <p>レンタカー料金などは高い安いという判断は多少はできますが、核となる技能講習のところは決まっています。</p>
<p>本事案は適正とします。</p>	

<p>【審議案件3】(随意契約) No.53～61 平成30年度 障害者就業・生活支援センター事業委託費 各福祉圏(水戸・筑西・下妻、土浦、取手・龍ヶ崎、鹿行、つくば、常陸太田・ひたちなか、古河、日立)</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回答</p>
<p>予定価格の算定の方法を説明してください。県知事から推薦された9団体からの見積もり金額を予定価格とされているのですか。それとも、どこかの数字をもとに内示を出して、その金額で見積もりを作ってくださいという形なのですか。</p> <p>こちらの契約は、最初に委託費を支払うのではなく後払いにみえますが、概算払いになるのでしょうか。</p>	<p>資料11ページに委託依頼書があります。9つの団体に委託依頼書を出し、委託依頼に対して受託業者から受託書をいただいています。受託書に添付された実施計画書の中に金額の積算内訳があります。それを市場価格等をもとに精査して、予定価格を算出しています。</p> <p>年一回の精算払いです。 後払いになります。</p>

わかりました。では実績をベースにお支払いする形ですね。

この予定価格積算資料の中で、労働局の方からここがもう少し安くないのですか、といった交渉をした箇所はありますか。

結果的には契約金額よりも少ない金額しか使わないということがほとんどなのですか。

どうしてもなく動かない単価のものと市場価格が反映させられるところと、うまくやってらっしゃるでしょうけれども、より市場価格を反映できるところはなるべく反映させたものにしていただければと思います。

もともとの契約内容自体が本省や労働局で事業所を定めて、そのために人的費用は規模が決まってきた積算ができる。それが事実上予算となって、予定価格、契約金額になるわけですから、実勢価格を加味できる要素があるところは、若干ながら配慮する可能性もあることで理解させていただきました。

そうです。

特にそういう交渉はありません。障害者就業・生活支援センター事業に係る委託に必要な見込み額が9ページにあります。各委託先のニーズが示され、主任の支援員と支援担当者の基準が示されています。契約金額のほとんどは人件費になっています。庁費として、電話の使用料や固定費といったものを積算してから、予算を配分という形になります。ある程度の減額できるものというのは活動によって多かったり少なかったりするものですが、こちらからの価格交渉はありません。活動のありように重きを置いておりますので、必要経費や使用料はそれぞれに減額できるようなものではありません。

昨年度の契約の中では満額まで支払したところはありませんでした。一か所だけ契約額を限度に支払いしました。

そうです。

就業と生活支援を混同して請求されるものもあります。就業生活支援センターの就業支援は国の予算で、生活支援は県の予算になります。生活面の支援については払えませんので、精算のときに調整を行うことがあります。

わかりました。

本事案は適正とします。	
-------------	--

【審議案件4】（一般競争入札）	
No.1 自動体外式除細動器（AED）25台購入	
意見・質問	回答
<p>予定価格の積算について確認させていただきま す。17ページの予定価格に積算調書の見積もりと 実際落札した時は半額以下になっている理由をお 伺いできますか。</p> <p>設置段階や設定に問題はありませんか。</p> <p>バッテリーも仕様に見合った年数ですか。</p> <p>5年～8年の期間中、AEDはいつも使うわけ はないと思いますが、年に一度くらいチェックをす るのでしょうか。</p> <p>落札率42パーセントの原因ですが、17ページ の予定価格の積算調書で3者のうち1者の見積も り額が高かったことで一気に平均価格を上げてい ます。今後、単純に3者の平均をとるというやり方 で、今のように1者が突出して高い場合は問題がな いのですか。</p> <p>現在は低いほうの価格を参考にしながら考えて いるということですか。</p>	<p>かなり無理をした金額で、採算ラインギリギリの ところで札を入れたようです。</p> <p>不具合の報告はありません。</p> <p>そうです。もともとメーカー保証が5年保証とな っています。カタログ標記で耐用年数は6年～8年 くらいになっています。</p> <p>チェックはしているはずです。</p> <p>参考見積もりの平均をとるか最低価格をとるか、 昨年の第二回目の監視委員会で同じような指摘を受 けました。それ以降の予定価格は、平均価格ではな く最低価格で算出するようにしています。この予定 価格を積算した時点では、平均でとっていました。</p> <p>そうです。</p>
本事案は適正とします。	

【審議案件5】（一般競争入札）	
No.5 各労働基準監督署及び公共職業安定所庁舎に係る機械警備契約	
意見・質問	回答

<p>撤去費用は除外して、サービスだけという条件で見積もりを出させているのですか。1 者の見積もりが 10 倍くらいになっていて、撤去費用など機材部分も加味している可能性はありますか。</p>	<p>見積もりは、取り付け費用、撤去費用は省いて依頼していますが、高額な金額で提出されました。</p>
<p>契約している業者の見積もりが低すぎるということですか。1 者は場所ごとに定額で決められていて、一方、他の 1 者は各箇所によって金額が変わる。積算理由などヒアリングはされていますか。実質的には 1 者が断然有利ですよね。</p>	<p>有利か不利と言われれば、今入っている業者が当然有利になります。</p>
<p>今回見積もりを出した業者以外の業者の見積もりは難しかったのですか。</p>	<p>声掛けをした業者は 4 者ありましたが、そもそも他の 2 者は入札に参加する意思もなく、見積もりのみでも断られてしまいました。見積もりを出してくれた業者はかなり高い金額になっているのですが、出先の監督署・安定所によって金額が異なっていることは、仕様書と現在契約している業者の警備装置の配置図をあわせて交付していますので、そちらをもとに見積もりをしたところ、庁舎によって金額がバラバラになったのだと思います。</p>
<p>ある意味経験値があるかないかによって、金額に差が出たということですか。</p>	<p>それが大きいかと思われます。</p>
<p>警備委託仕様書には「なお、装置類についてはすべてレンタルとする」と書いてありますが、このレンタルとするというのはどういう意味ですか。</p>	<p>単年度契約になりますので、設置済みの警備装置は契約が終了した時点で撤去してもらい、装置を返すという形でレンタルとしています。</p>
<p>そうすると新規に取り付けるという意味ですか。</p>	<p>業者が変われば新規で新しい業者が警備装置を取り付けます。ただし予定価格の積算については取り付け費用も含めて積算してしまうと、国にとって不利な契約になってしまうので、そこは除いて予定価格を積算したうえで、実際の契約、入札のときには撤去費用、取り付け費用を含めたもので実施しています。</p>
<p>そうすると装置類についてはすべてレンタルとするという趣旨が、買い取りはしないというだけで</p>	<p>事実上新規参入は難しいとは思いますが、過去にはありました。</p>

<p>新規に設置する。現在契約している業者は保守委託は今の装置を利用して、新規業者は、まさに新規に取り付けることを前提にするしかないのですね。結局は、新規参入が難しいですよね。</p> <p>まさに全面的に入れ替える覚悟があって、リスクを背負うことがないと難しいですよね。</p> <p>警備の機器の年数が終わる時期でないと新しい業者の参入が難しいということですか。</p> <p>今回A～Dまでランクを広げた効果は、2者現れたりとか、声掛けにそれなりに応じた業者が現れるという意味ではあると思います。あとはこういった価格差の問題で現実的には難しいのですね。</p> <p>予定価格の話として、単純に現在契約している業者の見積額をベースにして予定価格を下げて並立的な予定価格にできたと思うのですが、その辺はどうですか。</p> <p>他の県の情報も参考になることがあれば取り入れていただきたいと思います。</p>	<p>10年、20年は使える機械だとは思いますが。</p> <p>等級については例年ABC等級でやっているところをD等級まで拡大しましたが、そもそもD等級の小さい業者では、警備保障をやっているところがなく難しいところがあります。</p> <p>業者の方に既存のケーブルを使えないか確認したところ、難しいと言われたことがあります。レンタルをやめて買い取りにしても、業者ごとに決まった機械を入れる必要があり、国がすべての費用を負担することになります。少しでも安くなるようレンタルという契約にしています。</p> <p>連続して一者応札でしたので、一昨年までは現在契約している業者のみの見積もりでしたが、少しでも市場価格に近付けるために、予定価格の積算に2者の平均を採用しました。</p> <p>わかりました。</p>
<p>本事案は適正とします。</p>	

<p>【審議案件6】（一般競争入札）（随意契約）</p>	
<p>No.62 各労働基準監督署及び公共職業安定所における清掃業務委託（県西地区）</p>	
<p>No.6～7 各労働基準監督署及び公共職業安定所における清掃業務委託（県央・県北地区）（県南・鹿行地区）</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回答</p>
<p>予定価格の積算に用いた資料が2016年9月という資料、平成30年という資料、平成25年という資料、平成20年という資料がありますが、労</p>	<p>平成30年度の建築物保全業務労務単価に、清掃員にかかる関東の労務単価が載っていないため東京における清掃員の単価を用いて積算をしています。</p>

<p>務単価はどの時点のものを使用したのですか。並べてこの予定価格が低すぎる印象を受けました。賃金が高騰する風体がありますが、そのようなものが加味されて予定価格が算定されたのですか。</p> <p>県央県北は一回で落札できて落札率が89%、県南鹿行は三回でようやく落札できて落札率97.1%、県西が不落となってしまうことからすると、県南、県西は労務費があがっているからということですか。</p> <p>入札者の数は増えてきているところがありますね。県南と鹿行を県央・県北から外して入札したことでも、メリットがあるということですね。あと、労務単価がどんどん上がってきってしまう以上は、最新の資料を用いて予定価格を作る以外ないですね。</p>	<p>平成25年度の「積算要領」、平成20年度の「積算基準」は、清掃員が一人でどのくらい作業ができるかといった基準になっています。労務単価は平成30年度の最新のものを使用しています。</p> <p>そうだと思います。</p> <p>地域に密着した業者から見積もりをとる方法もあると思いますが、予定価格を算出するときに、労務単価のような資料がある場合は原則資料を使うよう本省から指示されているので、最新の資料を使う以外は予定価格の積算方法は難しいと思われます。</p>
<p>本事案は適正とします。</p>	

<p>【審議案件7】（一般競争入札） No.8 茨城労働総合庁舎施設管理業務委託</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回答</p>
<p>特殊性というのはどういう技術が必要なのですか。特別な資格というものが必要なのですか。庁舎が特別な仕様なので業者をある意味制限せざるを得ないという状況ですか。</p> <p>そうするとこれからも応札可能な業者としては4者くらいしかないということですか。</p> <p>労務費が上がっていますが、実際の見積もりよりもかなり入札額が下がった理由はありますか。</p>	<p>実際に仕様書を渡す際に、当方ではできませんという業者があります。</p> <p>掘り起こしはしなければならないと思います。</p> <p>業務が多岐にわたる関係で、すべての資格を持っていない業者はこのうちいくつかができないことがあります。その結果入札を辞退した会社もありました。今後、資格を取って、参加する業者も可能性としてはあると思います。</p> <p>予定価格の時点では参考見積もりです。実際の入札の時、落札した業者とほかの応札した業者のなか</p>

<p>業者に関しては、これから声掛けをして応札する数を増やしていくという働きかけをする。今回値段が下がった理由としては、ある意味競争が働いたということによろしいですか。</p> <p>見積もりと入札価格の差は競争性があったからと認識しているということによろしいですか。あと、声掛けと参加する業者を増やして、競争性を高めて金額の適性を目指していくということによろしいですか。</p>	<p>にかなり近い金額を出している業者もありましたので、競争が働いて参考見積もりよりもかなり低い価格で入札してきたと思われます。</p> <p>はい。そう認識しています。</p> <p>はい。その認識でいます。</p>
<p>本事案は適正とします。</p>	